

## 諫早市職員厚生会売店経営者募集要項

諫早市職員厚生会（以下「厚生会」という。）では、下記のとおり諫早市職員厚生会売店の経営を委託する事業者の募集を行います。

### 記

#### 1 委託する事業

諫早市職員厚生会売店経営委託

#### 2 売店の概要

- (1) 場 所 諫早市役所本庁本館 2階
- (2) 使用面積 60㎡の範囲内
- (3) 営業時間 原則、開庁日の午前8時から午後6時まで
- (4) 職 員 数 本館 約700名、別館 約300名
- (5) 来庁者数 約700名/日（令和5年度実績）

※別館の来庁者は含みません。

#### 3 委託期間

委託期間は、令和7年4月1日から5年間とする。ただし、契約期間満了の6か月前までに、厚生会又は事業者から契約を更新しない旨の申し入れがない限り、引き続き1年間更新されるものとする。以後契約期間満了の場合において同様とする。

#### 4 必要経費等の負担

次に掲げる営業に係る費用は、全て事業者の負担とする。

- ① 施設使用料（60㎡の場合 年額478,319円）
- ② 電気料金
- ③ 電話料金
- ④ 公租公課
- ⑤ 契約の終了に伴う貸付施設、設備、備品の原状回復に要する経費
- ⑥ その他営業に要する経費

## 5 営業条件・形態等

### (1) 営業日及び営業時間

① 営業日は次に掲げる日以外とする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの間（イに掲げる日を除く。）

② 営業時間

原則として、営業日の午前8時から午後6時までとする。ただし、あらかじめ、厚生会の承認を受けた場合には、営業時間を変更することができる。

### (2) 取扱品目

取扱う商品は、次の要件を満たすもので事業者が定めるものとする。ただし、厚生会から市の特産品等の販売依頼があった場合には、経営に支障のない範囲で協力すること。

① 販売必須品目

飲食物（おにぎり、パン、菓子、飲料等）、切手、収入印紙

② 販売禁止品目

酒類、長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）に抵触する有害図書類

### (3) 管理運営に関すること

① 事業者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、フランチャイズ本部が事業者として応募・決定した後に、本部とフランチャイズ契約をした加盟者に本業務の運営を委託し、本業務に係る最終責任を本部が負う場合を除くものとする。

② 売店経営を実施するにあたっては、関連する法令等を遵守すること。

③ 事業者は、営業年度経過後2か月以内に収支決算書を提出すること。営業年度の期間は協議のうえで定めることとする。

④ ③のほか、厚生会は事業者に対し、関係書類及び物件の提出を求め、又は関係者から事情の聴取を行うことができる。

⑤ 事業者は、売店経営を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理、保管すること。

⑥ 事業者は、厚生会が営業上必要と認めた場合は、模様替え又は設備の改善をすることができる。この場合の経費負担については、その着工前にあらかじめ協議のうえ決定する。

⑦ 備品等の取扱い

ア 売店にある厚生会所有の備品等については、事業者に貸与するもの。

イ 上記備品等が使用することができなくなり、買い替えを必要とする場合は、厚生会と協議すること。

ウ 事業者が、サービス向上や管理上において、特に必要とする備品については、庁舎管理に支障がない範囲において、あらかじめ厚生会に報告し、事業者の負担で任意に設置することができる。

⑧ 飲料類の自動販売機を設置することはできない。

(4) その他留意事項

① 売店営業に支障が生じないように適切に従業員を配置し、市役所内にある売店であることを自覚して、清潔感のある身なりで業務に当たるとともに、利用者に対しては、親切丁寧な接遇に努めること。

② 利用者からの苦情等については、誠意をもって対応し、その内容及び対応状況を遅滞なく厚生会に報告すること。

③ 営業時間、商品及びサービス等について改善すべき事由が生じた場合には、厚生会と協議し、速やかに必要な措置を講ずること。

④ 営業により生ずる廃棄物については、事業者の責任において処理すること。

⑤ 商品の搬入等については、搬入時間、搬入車の駐車場所等を厚生会と協議して決定すること。

⑥ 貼り紙、看板等を掲出する場合は、貼り紙、看板等の大きさ、デザイン、内容及び掲出場所について、事前に厚生会と協議すること。

⑦ 従業員等が自家用車等で通勤等する場合は、事業者側の責任と負担において駐車場を確保すること。

⑧ 食品衛生法に基づく営業許可、その他法令が規定する諸官庁への申請、届けは、事業者が行うこと。

⑨ 営業に関し、厚生会及び市が行う管理運営上の指示に従うこと。

⑩ 事業者は、売店の経営にあたり必要な各種保険に加入すること。

⑪ 契約期間の満了等により、次期事業者に経営を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。

6 応募資格

(1) 国税、県税及び市税等の滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定

に該当しない者であること。

- (3) 営業に際して、許可、資格又は免許を必要とするものについては、許可を取得し、資格者又は免許者を従事させることができること。
- (4) 諫早市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

## 7 応募に係る提出書類

提出書類は、別紙「応募書類一覧表」の項目順にA4版で作成し、正本1部、副本（正本の写し）10部及び電子ファイルを提出すること。

## 8 応募の手続き等

### (1) 募集要項等の配布

募集要項、提出書類等を市ホームページに掲載する。

- ① 掲載期間 令和6年9月4日（水）～令和6年12月20日（金）

### (2) 提出書類の受付

- ① 提出期間 令和6年9月4日（水）～令和6年12月20日（金）

- ② 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時までとする。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※郵送の場合は書留郵便とし、提出期間内に必着とする。

- ③ 提出先 諫早市職員厚生会事務局（総務部職員課 本庁本館5階）

- ④ その他 提出は1事業者につき1提案に限る。提出期間終了後、提出された書類の内容を変更することは、原則として認めない。

### (3) 質問書の受付

募集要項に関する質問については、次の方法によるものとし、電話や口頭での質問は受け付けない。

- ① 提出書類 別紙指定様式「募集に関する質問書」
- ② 提出方法 電子メールに限る。
  - ※電子メールアドレス：shokuin@city.isahaya.nagasaki.jp
  - ※件名は次のとおりとすること。  
件名：【売店経営者募集\_\_質問】 事業者名
  - ※電子メールの到達を電話で確認すること。  
電話番号：0957-22-1515（直通）
- ③ 提出期限 令和6年11月29日（金）午後5時
- ④ 回 答 質問書が提出された日の翌日から3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内を目途に、質問者に対して電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

#### （4）現地説明会の開催

募集要項の内容及び施設の概要等について、事業者からの希望により現地説明会を開催する。

- ① 開催日時 事業者との協議により日程調整のうえ開催する。
- ② 開催場所 諫早市役所本庁本館5階 会議室5-3
- ③ 参加人数 各事業者2名以内
- ④ 申込方法 参加希望者は、別紙指定様式「現地説明会参加申込書」により、令和6年11月29日（金）午後5時までに電子メールにより申し込むこと。
  - ※件名は次のとおりとすること。  
件名：【売店経営者募集\_\_現地説明会】 事業者名
  - ※電子メールの到達を電話で確認すること。

## 9 事業者の選定

厚生会で「（2）審査項目」に基づき審査し、事業者を選定する。

審査は、提出された応募書類及び企画提案に係るプレゼンテーションによる審査を行う。

### （1）審査日時

プレゼンテーション審査は、令和7年1月上旬頃に実施予定。

※実施日時や場所の詳細は、事業者に別途連絡する。

### （2）審査項目

区分	審査項目	審査内容	配点
1	経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売店等の経営実績</li> <li>・諫早市内の営業拠点の有無</li> </ul>	15点
2	経営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売店経営の基本方針</li> <li>・営業時間</li> <li>・従業員の勤務体制及び労働条件</li> </ul>	20点
3	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売店の収支計画</li> </ul>	10点
4	取扱商品・サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売予定の商品</li> <li>・提供を予定しているサービスの種類</li> <li>・地産地消 など</li> </ul>	25点
5	安全管理・食品衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯、防火、店舗運営上の安全管理</li> <li>・食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策</li> </ul>	10点
6	アピールポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時支援</li> <li>・決済方法</li> <li>・環境への配慮 など</li> </ul>	20点
合計			100点

## 10 審査結果の通知

書類審査及びプレゼンテーションによる審査結果は、審査終了後、すべての事業者にも文書で通知する。なお、審査経過や審査結果に対する異議は受け付けない。

## 11 契約締結

- (1) 書類審査及びプレゼンテーションによる審査結果に基づき、最も優れた事業者と業務内容、契約条件等について協議及び調整を行い、契約を締結する。
- (2) 最も優れた事業者との契約締結に至らなかった場合は、次に優れた事業者と協議及び調整を行い、契約を締結する。

## 1 2 その他

- (1) 応募後に、本実施要項による参加資格を満たさないこととなった場合は失格とする。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (3) 応募に係る費用は、事業者の負担とする。
- (4) 応募後、辞退する場合は辞退届を提出すること。

## 1 3 応募書類提出及び問い合わせ先

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

諫早市職員厚生会事務局（総務部職員課）

電話番号 0957-22-1515

電子メール shokuin@city.isahaya.nagasaki.jp